令和８年５月　臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和８年５月８日（金）午前９時30分より、臼杵市役所野津庁舎　３階会議室において、会長が５月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長　小橋　委員　会長

２番　竹尾　奈美　委員　　４番　二村　啓二　委員　　５番　亀井　伸一郎　委員　　６番　首藤　重雄　委員

７番　城野　幸司　委員　　８番　赤嶺　雅也　委員　　９番　野上　政憲　委員　　11番　中野　定重　委員

欠席委員

１番　後藤　聖憲　委員　　３番　藤澤　奈美江　委員　　10番　上野　誠司　委員

農業委員会事務局職員

阿南　哲也　局長　　首藤　英二　次長

付議議案

議案第16号　農地転用事業計画変更申請について

議案第17号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第18号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第19号　非農地証明願いについて

議案第20号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について

局　長　　これより議案について審議をよろしくお願いいたします。
　議長につきましては、臼杵市農業委員会　会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いいたします。

議　長　　しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局　長　　定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席番号1番　後藤　聖憲委員、議席番号3番　藤澤　奈美江委員、議席番号10番　上野　誠司委員が欠席となっており、出席委員は9名となります。
　よって、臼杵市農業委員会　会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議　長　　次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議　長　　それでは、議席番号7番　城野　幸司委員と、議席番号8番　赤嶺　雅也委員に議事録署名をお願いいたします。

議　長　　議案審議に入ります。議案第16号　農地転用事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次　長　　議案書の1ページをご覧ください。
　議案第16号　農地転用事業計画変更申請について、農地法関係事務処理要領の農地転用許可後の転用事業の促進措置に基づき、下記のとおり農地転用事業計画変更申請書の提出があったので提案する。
　令和8年5月8日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

次に 2 ページをご覧ください。

番号 1、（畑）905 ㎡　外 3 筆、当初の転用目的は宅地分譲用地（9 区画）、転用面積　2,754 ㎡　の案件については、1 筆を分筆し、1 区画を減じる計画変更です。変更後は 8 区画の宅地分譲用地となり、面積は 2,683 ㎡となります。

変更申請に至った経緯について申し上げます。

当初、2,754 ㎡として転用申請を行っていましたが、許可後に実測したところ、面積が 3,000 ㎡超であることが判明しました。これによって開発許可申請が必要になりますが、申請地は接道に関する要件を満たしておらず、開発行為ができない土地であることから、 1 区画分を減らした転用計画として農地法 5 条許可の変更申請を行ったものです。

なお、減らした 1 区画分、231 ㎡についてはこころ不動産から個人へ名義変更を行い、農地として利用する旨の 3 条申請が同時に提出されていることを申し添えます。

議　長　　それでは、変更に伴い、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

城　野　　私、城野より、4 月 27 日に実施しました、議案第 16 号　農地転用事業計画変更申請に関する現地調査の報告を行います。

委　員　　番号 1 の畑については、所有権を取得し、宅地分譲用地とする、令和 7 年 9 月 5 日付け農地法 5 条許可の事業計画の変更を行うものです。

5 条許可後、申請地の 4 筆の畑については所有権移転登記および一部の分筆が完了しています。許可後に測量をした結果、申請地の実測面積が 3,000 ㎡を超えていることが判明しました。これは開発行為申請の対象になりますが、接道の関係で開発行為の要件を満たさないことや、このままの計画では道路指定もできないことから、今回は計画を変更し、分譲地を 1 区画減らして転用面積を小さくするものです。減らした部分は今後、農地として利用することになっており、計画変更についてはやむを得ないものと判断します。

以上、農地転用事業計画変更申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議　長　　続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 6 地区、伊藤推進委員さん、お願いします。

伊　藤　　第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員　　番号1の畑については、所有権を取得し、宅地分譲用地とする、令和7年9月5日付け農地法5条許可の事業計画の変更を行うものです。

5条許可後、申請地の4筆の畑については所有権移転登記および一部の分筆が完了しています。

許可後の測量で、申請地の実測面積が3,000㎡を超えたため、開発行為の要件を満たさず、このままの計画では道路指定もできないことから、計画を変更し、分譲地を1区画減らして転用面積を小さくするものです。今後、減らした部分は農地として利用することになっています。計画変更については特に問題は無いと思われます。

議　長　　ただいまの説明、及び報告に対しましてこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤　嶺　　はい。事務局にお尋ねします。

委　員　　平面図では道路はどうなっていますか。

議　長　　事務局、お願いします。

次　長　　はい。（図面を見ながら説明）通路は真ん中に通り、両側に9区画の分譲用地予定となっておりました。

赤　嶺　　一番上の隅っこの一区画は分譲するのですか。

委　員

次　長　　こちらは通路です。

赤　嶺　　分かりました。ありがとうございました。

委　員

議　長　　他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議　長　　他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第16号　農地転用事業計画変更申請について、採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第16号　農地転用事業計画変更申請については、原案どおり承認することに決定いたし

ました。次に、議案第17号　農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次　長　　議案第17号　農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和8年5月8日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

次に5ページをご覧ください。

番号1、（畑）978㎡　外4筆　計5,824㎡　について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、（畑）231㎡　について、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

番号3、（田）670㎡　について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号4、（畑）239㎡　について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号5、（田）900㎡　外2筆　計1,947㎡　について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上3条申請5件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

4月27日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号でありますが、これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の6～7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請5件についてご提案申し上げます。

議　長　　それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

亀　井
委　員　　私、亀井より、4月27日に実施しました、議案第17号、農地法3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は5筆の畑で、これまでも利用権の設定により譲受人が甘藷などの耕作を行っており、本申請に先立ち利用権は合意解約済みです。許可後も引き続き甘藷・ピーマンの作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2は、最初に報告した農地転用事業計画変更申請に関連した畑になりますが、売買により所有権を取得するものです。

申請地は令和7年9月総会にて5条許可を行った宅地分譲用地の一角です。許可後は菜園として露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されています。許可後は水稲の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の畑については、売買により所有権を取得するものです。
申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜を作付けするとのことです。
3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の田については、売買により所有権を取得するものです。
申請地は3筆の田で、草刈り等により管理されています。許可後は水稲の作付けを行うとのことです。
3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。
以上、3条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議　長　　続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第21地区の姫嶋推進委員さん、お願いします。

姫　嶋　　第21地区、推進委員の姫嶋です。
推進委員　番号1の畑については、贈与により所有権を取得するものです。
申請地は5筆の畑で、これまでも利用権の設定により譲受人が甘藷などの耕作を行っており、本申請に先立ち利用権は合意解約済みです。
許可後も引き続き甘藷・ピーマンの作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議　長　　続きまして、第6地区の伊藤推進委員さん。

伊　藤　　第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員　　番号 2 は、先に報告のありました、農地転用事業計画変更申請に関連した畑となりますが、売買により所有権を取得するものです。

申請地は令和 7 年 9 月総会にて 5 条許可を行った宅地分譲用地の一角で、許可後は、菜園として露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議　長　　続きまして、第 20 地区の久原推進委員さん。

久　原　　第 20 地区、推進委員の久原です。

推進委員　　番号 3 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、草刈り等により管理されています。許可後は水稲の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議　長　　続きまして、第 2 地区の木梨推進委員さん。

木　梨　　第 2 地区、推進委員の木梨です。

推進委員　　番号 4 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜を作付けするとのことです。特に問題は無いと思われます。

議　長　　続きまして、第 19 地区の川野推進委員さん。

川　野　　第 19 地区、推進委員の川野です。

推進委員　　番号 5 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の田で、草刈り等により管理されています。許可後は水稲の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議　長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

―質疑なし―

議　長　　質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第17号　農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第17号　農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決
定いたしました。次に、議案第18号　農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次　長　　8ページをご覧ください。
議案第18号　農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。
令和8年5月8日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

番号1、(田) 175㎡　外3筆　計554㎡　の土地については、所有権を取得し、農業用倉庫を移築するものです。農地の区分は2種農地となります。

番号2、(畑) 336㎡　の土地については、所有権を取得し、公民館駐車場を造成するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請2件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の10ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議　長　　それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

城　野
委　員　　私、城野より、4月27日に実施しました、議案第18号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、所有権を取得の上、農業用倉庫を移築するものです。申請地は4筆の田で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑については、所有権を取得の上、公民館駐車場を造成するものです。申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議　長　　続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第18地区の嶺推進委員さん。

嶺
推進委員　　第18地区、推進委員の嶺です。

番号1の田については、所有権を取得の上、農業用倉庫を移築するものです。

申請地は4筆の田で、草刈り等により管理されています。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議　長　　続きまして、第 8 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政　　第 8 地区、推進委員の佐藤です。
推進委員　番号 2 の畑について、所有権を取得の上、公民館駐車場を造成するものです。
申請地は 1 筆の畑で、草刈り等により管理されています。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議　長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

―　質疑なし　－

議　長　　質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第 18 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号　農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決
定いたしました。
次に議案第 19 号　非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

次　長　　11 ページをご覧ください。
議案第 19 号　非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。
令和 8 年 5 月 8 日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

番号 1、（畑）932 ㎡　の土地については、昭和 63 年頃に多目的広場として造成され、ゲートボール場として利用されています。チェックリスト

については、④の非農地化から 20 年以上経過した農地となります。

番号 2、（畑）71 ㎡　の土地については、昭和 45 年頃に分筆され、道路として舗装されています。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した農地となります。

申請地は次の 13 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 2 件についてご提案申し上げます。

議　長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議　長　　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 19 号　非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号　非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 20 号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について事務局より説明をお願いします。

次　長　　14 ページをご覧ください。

議案第 20 号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和8年5月8日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

別紙の農用地利用集積等促進計画案をご覧ください。1枚めくり、農用地利用集積表をご覧ください。

田については65,926㎡　83筆、畑については 8,978㎡　3筆、合計は74,904㎡　86筆です。

土地所有者21名に対して、中間管理機構を通じての借り手は5名となります。1～10ページに農用地貸付調書を掲載していますので、ご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご提案申し上げます。

議　長　　ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議　長　　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第20号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第20号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。